

山梨県障害者幸住条例「福祉のまちづくり」の見直しについて

1 見直しの方向性

整備基準を設け、新築等を行う者に対し事前の届出義務を課すの現行の制度の枠組みは、残す。

対象施設は、届出義務を課す必要性が高いものに絞る。具体的には、施設区分(19)のうち、次に該当するものは、除外する。

他法令により整備基準等が定められているもの

条例の適用件数(届出件数)が少ないもの(過去10年間で10件未満)

大規模施設(2,000㎡)のみを対象としているなど、今回の改正を機に、規定を整理するもの

(理由)

バリアフリー新法の対象とならない、延べ床面積2,000㎡未満の「店舗」、「飲食店」等について、引き続き、バリアフリー化を推進する必要がある。

届出義務の対象から外れても、不特定多数の者が利用する施設については、バリアフリー化のための配慮義務が課せられている。(条例22条2項)

差別解消に向けて新たな制度を創設するため、事業者や行政の事務コストの軽減についても考慮する必要がある。

2 対象施設の見直し(案)

(1)対象施設

官公庁施設	削除
社会福祉施設等	削除
医療提供施設(病院・診療所)	削除
教育施設等(学校・保育所)	削除
文化施設(図書館・博物館)	削除
公共の交通機関の施設	削除
宿泊施設	削除
娯楽施設等(劇場・映画館・遊技場)	現行どおり
百貨店、マーケットその他物品販売業 を営む店舗	物品販売業を営む店舗 大規模施設を想定させる例示を削除
共同住宅	削除
事務所(銀行、郵便局等)	現行どおり
公会堂及び集会場	現行どおり
体育館、水泳場等スポーツの練習場	削除
公衆浴場法に規定する公衆浴場	削除
飲食店	現行どおり
理容所及び美容所	現行どおり
複合施設	削除
道路	削除
公園等	削除